

軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車

	農耕作業用	その他
種類	農耕トラクタ、コンバイン、 農業用薬剤散布車、田植機、 国土交通大臣の指定する農 耕作業用自動車（農耕作業 用トレーラを含む）などで、 乗用装置があるもの等	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードス タビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニ ッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、 ホイールブレーカ、ホイールクレーン、フォークリフト、フォークロー ダ、ターレット式運搬自動車など、国土交通大臣が指定する構造のカ タピラを有する自動車及び国土交通大臣の特殊な構造を有する自動車 (林内作業車・原野作業車・ホイールキャリア・草刈作業車) 等
自動車の 大きさ	制限なし	長さ 4.7 メートル、幅 1.7 メートル、高さ 2.8 メートル以下
排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35 キロメートル未満	時速 15 キロメートル未満

上記以外の農耕作業用自動車（時速 35 キロメートル以上）や大型特殊自動車は、事業用資産の場合、固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので償却資産の申告が必要です。

資産税課償却資産係（☎443-2037）にお問合せください。